

審 議 事 項

平成 2 7 年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

1 【花き部】 1

2 【食肉部】 3

3 【水産物部・青果部】 5

(資料 1) 東京都中央卸売市場条例 (抜粋) 7

(参考 1) 「平成 2 7 年における臨時休開市日の設定について」 8
[青果部・水産物部] 全国中央卸売市場協会

(参考 2) 「休開市日設定のあり方」(市場利用あり方検討会) 9

平成27年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について（案）

平成27年における臨時休業日及び臨時開場日の設定については、生鮮食料品等の円滑な流通を担う市場としての機能を損なわないように配慮して、次のように設定する。

1 【花き部】

第1 設定の考え方

1 臨時休業日

臨時休業日は、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定する。

2 臨時開場日

花き部の取引は、年間を通して、切花が月・水・金、鉢物が火・木・土の各曜日に行われている。このため、国民の祝日を臨時開場日とするほか、松・千両の取引日として、12月の日曜日に開場日を設定する。

第2 平成27年の実施日

1 臨時休業日

- ・全市場共通（3日） 8月15日（土）、12月27日（日）、12月30日（水）
- ・北足立市場（3日） 2月21日（土）、8月11日（火）、8月13日（木）
- ・大田市場（1日） 2月21日（土）
- ・板橋市場（53日） 毎週木曜日、2月21日（土）、8月11日（火）
- ・葛西市場（11日） 1月22日（木）、1月29日（木）、2月21日（土）、2月及び8月の各木曜日
- ・世田谷市場 なし

2 臨時開場日

- ・全市場共通（17日）
1月12日（月）、2月11日（水）、3月21日（土）、4月29日（水）、5月4日（月）、
5月5日（火）、5月6日（水）、7月20日（月）、9月21日（月）、9月22日（火）、
9月23日（水）、10月12日（月）、11月3日（火）、11月23日（月）、
12月13日（日）、12月20日（日）、12月23日（水）

（注）臨時開場日のうち、12月13日（日）は「松市」、12月20日（日）は「千両市」とする。

- ・大田市場（1日）1月3日（土）
- ・世田谷市場（1日）1月3日（土）

平成27年臨時休開市日【花き部】(案)

営業日数 309 日

1 月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2 月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3 月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4 月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5 月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10 月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11 月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12 月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

凡 ・  は条例上の休業日
例 ・ (70日)

 は臨時休業日
(3日)

 は臨時開場日
(17日)

市場別臨時休開市日

北足立市場 : 休業日 2月21日、8月11日、8月13日

大田市場 : 休業日 2月21日 開場日 1月3日

板橋市場 : 休業日 毎週木曜日、2月21日、8月11日

葛西市場 : 休業日 1月22日、1月29日、2月21日、2月及び8月の各木曜日

世田谷市場 : 開場日 1月3日

2 【食肉部】

第1 設定の考え方

1 臨時休業日

臨時休業日は、4週8休型を基本に、需要の増加する12月を除き、原則として毎週土曜日に設定する。

ただし、5月及び9月の大型連休については、開場日確保のため、連休の前後の土曜日を通常の開場日とする。

また、8月に夏休みを設定する。

2 臨時開場日

臨時開場日は、年末における需要増への対応のため、12月23日、29日に設定する。

第2 平成27年の実施日

1 臨時休業日（43日）

原則として毎週土曜日とする。ただし、12月の各土曜日と5月2日（土）、5月9日（土）、9月19日（土）、9月26日（土）を除く。

また、夏休みは8月14日（金）とする。

2 臨時開場日（2日）

12月23日（水）、12月29日（火）とする。

平成27年臨時休開市日【食肉部】(案)

営業日数 251 日

1 月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2 月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4 月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5 月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10 月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11 月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12 月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

凡 ・ は条例上の休業日
例 ・ (73日)

● は臨時休業日
(43日)

○ は臨時開場日
(2日)

3 【水産物部・青果部】

第1 設定の考え方

1 臨時休業日

(1) 4週6休型を基本に、原則として毎月第2番目・第4番目の水曜日に設定する。

(2) 上記の原則に加えて、1月から4月は水曜日にさらに1回、6月は全ての水曜日に設定する。

また、10月21日は青果部のみの臨時休業日とする。

(3) 8月に夏休みを2日設定する。(8月14日、8月15日)

2 臨時開場日

5月及び9月の祝日等による4連休を回避するため、5月6日及び9月23日を臨時開場日とする。

第2 平成27年の実施日

1 臨時休業日

・ 共通 (29日)

1月7日(水)、1月21日(水)、1月28日(水)、2月4日(水)、
2月18日(水)、2月25日(水)、3月4日(水)、3月11日(水)、
3月25日(水)、4月8日(水)、4月15日(水)、4月22日(水)、
5月13日(水)、5月27日(水)、6月3日(水)、6月10日(水)、
6月17日(水)、6月24日(水)、7月8日(水)、7月29日(水)、
8月14日(金)、8月15日(土)、8月26日(水)、9月9日(水)、
10月7日(水)、10月28日(水)、11月11日(水)、11月18日(水)、
12月9日(水)

・ 青果部 (1日)

10月21日(水)

2 臨時開場日 (2日)

5月6日(水)、9月23日(水)

平成27年臨時休開市日【水産物部】【青果部】（案）

営業日数 268 日（ただし、青果部は267日）

1 月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2 月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10 月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11 月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12 月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

凡 ・ は条例上の休業日 (70日) ● は臨時休業日 (29日) ○ は臨時開場日 (2日) ☆ 青果部のみ臨時休業日 (1日)

東京都中央卸売市場条例（抜粋）

（開場の期日及び時間）

第6条 東京都中央卸売市場は、第7条に掲げる市場休業日を除き、毎日開場し、開場の時間は、市場ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

食肉市場以外の市場 午前零時から午後12時まで

食肉市場 午前5時から午後5時まで

2 卸売業者の行なう卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場時間の範囲内で知事が別に定める。

（市場休業日）

第7条 東京都中央卸売市場の休業日は、市場ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、12月29日から翌年の1月4日までの期間を除き、休業日が連続して3日以上にわたるとき、又は週のうち、休業日が4日以上となるときは、そのうち知事の定める日を休業日としないことができる。

食肉市場以外の市場

日曜日（ただし、1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月31日から翌年の1月4日まで

食肉市場

日曜日（ただし、1月5日を除く。）、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年の1月4日まで

2 知事は、前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することができる。

平成 27 年における臨時休開市日の設定について

〔青果部・水産物部〕

全国中央卸売市場協会

平成 27 年における中央卸売市場の臨時休開市日の設定については、これまでの経緯や市場を取り巻く環境の変化、市場関係団体からの要請、地域の実情等を考慮し、下記方針に基づき各開設者において具体的に設定する。

設定方針

1 臨時休業日の形態と曜日

臨時休業日は、4 週 6 休型を基本とし、水曜日に設定する。ただし、市場関係者及び市場利用者に事業にできるだけ支障をきたさない範囲で臨時休業日の試行を行なうことができる。

2 利用者にわかりやすい臨時休業日の設定

利用者にわかりやすい内容とするため、臨時休業日は、原則として第 2 番目及び第 4 番目の水曜日に設定する。

3 週 3 回の休業日の回避

臨時休業日の設定により週 3 回以上の休業日となる場合は、原則としてこれを回避する。なお、他の週への振り替え等については、各地域の事情を配慮することができる。

4 祝祭日と重なった場合の取扱い

第 2 番目及び第 4 番目の水曜日が祝祭日と重なった場合、臨時休業日の設定を前後の週に振り替えない。

5 3 連休の回避

生鮮食料品等の商品特性を考慮し、かつ、安定的供給という社会的使命を果たす観点から、年末年始及び 8 月の旧盆を除きできるだけ 3 連休は回避する。

6 青果部と水産物部の臨時休開市日の統一

青果部、水産物部を併せもつ市場にあっては、総合市場の機能を低下させないため、臨時休開市日はできるだけ統一する。

7 臨時休開市日の全国統一

臨時休開市日は、できるだけ全国的に統一して実施できるよう努力する。ただし、地域の実情に応じた対応もできるものとする。

8 臨時休業日の設定に伴う施設整備等の対応

臨時休業日の設定に伴い、品質保持等の施設整備、取引方法のあり方、休業日における小売支援のための連携方法等について市場関係者と協議・調整を行い、卸売市場の機能を発揮するよう努めるものとする。

9 臨時休開市日の周知徹底

決定された臨時休開市日については、市場関係者等に周知徹底を図り、万全を期するものとする。

平成 24 年 9 月 5 日

市場利用あり方検討会

休開市日設定のあり方

方針1 休開市日設定の基本的な方向

市場活性化や労働環境の改善を図る観点から、水産物部と青果部の休市日は、長期的には増加させていく方向が望ましい。

方針2 休開市日設定の取り組み方

水産物部と青果部では、物流や取引の形態のほか、収益構造や経営手法、生産地・出荷地の状況など多くの差異があるため、休開市日の設定について異なる扱いも可能である。

方針3 休市日増加の進め方

休市日の増加にあたっては、青果部において先行することが可能な状況であり、その際、生産者側や実需者側、及び他都市の市場に与える影響を配慮しつつ、段階的に進めていくことが望ましい。